

見積業者選定経過書

1 業務名	令和8年度信州つなぐ物語事業業務
2 応募者数	3者
3 評価会議の構成 座長 座長代理 評価員	<p>座長：長野県企画振興部地域振興課 信州暮らし推進担当課長 ※当日欠席</p> <p>座長代理：長野県企画振興部地域振興課 信州暮らし推進係長</p> <p>評価員：長野県企画振興部総合政策課 総務係 主事 長野県企画振興部地域振興課信州暮らし推進係 信州暮らし案内人</p> <p style="text-align: right;">計3名</p>
4 選定基準	別紙のとおり
5 選定結果 選定された者	<p>株式会社SAGOJO</p> <p>合計点：265／300点</p> <p>順位点：15／15点</p>
6 企画提案を求める具体的内容	<p>ア 業務の実施体制</p> <p>(7) 類似事業の履行実績</p> <p>(イ) 専門知識・運営体制</p> <p>(ウ) 個人情報の取扱い</p> <p>(エ) 県及び関係機関との連携調整</p> <p>イ 業務内容</p> <p>(7) プログラム企画・運営</p> <p>(イ) イベント企画・開催</p> <p>ウ 業務等に関する経費及びその内訳</p> <p>エ その他（ア、イ以外の項目で特に提案する事項やアピールする点）</p>
7 企画提案で評価された点	事業目的および発注仕様書の内容を十分に理解し、各業務に対して適切な提案ができている点
8 総合的判断	<p>業務全体に対する理解、各業務の提案内容などから業務の確実な実施が見込まれる。</p> <p>また、評価員による採点の結果、最も高い順位点となったことから見積業者として決定した。</p>

令和8年度 信州つなぐ物語事業業務受託者選定要領

地域振興課信州暮らし推進係

1 目的

この要領は、令和8年度 信州つなぐ物語事業業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づいて応募があった提案を審査し、当該業務の見積書の提出を依頼する事業者（以下「見積業者」という。）を選定するための必要な事項について定める。

2 企画提案評価会議の設置

上記1の見積業者を選定するために、企画提案評価会議を設置する。

3 企画提案評価会議の構成

- (1) 企画提案評価会議は、別紙の委員をもって構成する。
- (2) 企画提案評価会議の座長は信州暮らし推進担当課長とする。また座長代理は地域振興課信州暮らし推進係長とする。
- (3) 座長代理は、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (4) 企画提案評価会議は座長が招集し、座長が議長となる。
- (5) 企画提案評価会議は過半数の者が出席しなければならない。
- (6) この要領に定めるもののほか、企画提案評価会議に関し必要な事項は、座長が定める。

4 審査

- (1) 事前提出された企画提案書に基づき、提案者によるプレゼンテーション審査を実施する。
- (2) 委員は、別添審査基準により審査する。

5 採点

別添評価表により5段階で行い、「普通」を基準として、普通より優れているものは「やや優秀」、さほど評価できないものは「やや劣る」、また、特別に優れていると判断できるものは「優秀」、また、特別に評価できないものは「劣る」とする（100点満点）。

6 審査結果の集計

評価委員は、提案者1者当たり100点満点で審査し、得点の高い順に順位付けを行う。ただし、評価表の全配点に上記委員の人数を乗じた点数の6割を最低基準とし、評価点の合計が最低基準に満たない場合は選定しない。

7 審査の方法

- (1) 評価委員が行った順位付けに対し、1位は5点、2位は4点、3位は3点を順位点として付与し、その順位点を合計して順位を決定する。
- (2) 順位点による選定結果を委員全員で協議の上、協議結果を踏まえて見積業者1者を選定する。

順位	順位点
1位	5点
2位	4点
3位	3点

令和8年度 長野県への移住定住に向けた相談窓口等の運營業務委託
公募型プロポーザル評価基準

評価項目		配点		評価内容
企画提案書等の提案内容	業務の理解度	65	10	本業務の目的、ねらい等の理解度が高く、提案内容の着眼点、分析力、提案力が優れているか
	①プログラムの実施		15	プログラム構築について、訪問型関係人口を創出するための具体的かつ効果的な内容が提案されているか
			10	参加者の募集について、ターゲット層に効果的に周知できる方法が提案されているか
			10	参加者が作成した成果物の発信について、効果的な方法が提案されているか
	②イベント等の開催		10	参加者と地域関係者との交流が十分に取れる内容であり、関係人口を拡大させるための工夫された提案となっているか
	実現性		10	全体の計画に具体性があり、確実な実施が可能であるか
事業遂行の適格性		30	10	本業務を迅速かつ適切に遂行するための体制は適切か
			5	委託事業を適切に実施できる、ノウハウ・実績等が十分にあるか
			10	県及び実施市町村、関係機関との連絡調整、報告を適切に行える体制となっているか
			5	トラブルの未然防止策・対応策が適当であり、個人情報の保護・管理が適切であるか
価格		5	5	企画内容に比して価格は妥当か。また、積算の考え方は適切か
合計得点		100	100	